

# 再発防止計画書

平成21年3月4日

東伊豆有線テレビ放送株式会社

弊社は、有線テレビジョン放送法第7条第1項に規定する総務大臣の許可を受けず、平成15年8月から平成20年6月にかけて有線テレビジョン放送施設を変更しました。また、同法第13条第2項に係る放送事業者の再送信同意を得ていない放送波も含め、加入者への地上デジタル放送の再送信業務を実施しました。

これらは、有線テレビジョン放送法に違反する行為であり、監督官庁である総務省、民放キー局、静岡県域民放局を始めとする関係各位、並びに加入者の皆様に対し多大なるご迷惑をおかけ致しました。

また、静岡県内の有線テレビジョン放送事業者を始め、全国の同業他社様の業務にも影響を及ぼすなど、ケーブルテレビ業界の社会的信頼を傷つけてしまったことを、謹んでお詫び申し上げます。

本件違反については、去る2月5日に、総務省東海総合通信局より再発防止に向けた具体的な取り組みに係る再発防止計画を1ヶ月以内に策定し、その実施状況を3ヶ月以内に報告するとともに公表する旨の「嚴重注意」処分を受けました。

弊社はこれを厳粛に受け止め、有線テレビジョン放送事業者の地域における社会的責任の重大性、公共性を再認識し、今後このような事態が再び生ずることのないよう再発防止に向けた決意を新たにし、有線テレビジョン放送法をはじめとする関係法令の遵守を基本に、コンプライアンスを徹底して不祥事抑止のため社内体制の整備につとめます。

役職者一同深く反省するとともに、一刻も早く関係各位の信頼を回復すべく、ここに再発防止計画書を提出し、法令を遵守した再発防止策の具体的な行動を取り組んで参ります。

東伊豆有線テレビ放送株式会社  
代表取締役 田村 修一

## 1 違反に係る原因分析

このたび弊社が引き起こしました法令違反について、社内的な原因分析により次のような要因があったものと考えます。

- (1) 有線テレビジョン放送事業者としての責任感の欠如
- (2) 役職者及び社員の法令遵守意識の欠如
- (3) 再送信同意書の取得に係る放送事業者との協議不足
- (4) コンプライアンスに係る取り組みの欠如
- (5) 社内業務に係るチェック体制の欠如

## 2 違反行為の是正

有線テレビジョン放送法第7条1項に規定する総務大臣の許可を受けずに弊社が行った施設の変更工事及び同法第12条後段に規定する再送信の違法継続につきましては、東海総合通信局のご指導を仰ぎ、平成21年2月5日午前10時に全てのデジタル放送を停止し、その後の申請書処理等により、施設の変更工事に係る総務大臣の許可及び業務の届出内容の変更に係る届出が受理され、違反行為の是正が図られました。

なお、加入者への放送停止に係る告知等については、別添のとおり実施しました。

## 3 再発防止計画

弊社は、有線テレビジョン放送事業者としての責任を痛感し、今後このような事態が再び生ずることがないように社内組織体制の見直しを行い、再発防止に向けた具体的な取り組みとして、次のとおり再発防止計画を策定して法令遵守に努めて参ります。

### (1) 社内体制の見直し

社内にコンプライアンス担当取締役及び専任担当者を配置し、全役職者は、自らが事業の当事者であることを自覚させ、全社員あげて事業の運営状況に関する情報を共有し、法令遵守による業務遂行を取り組んでいきます。

(具体的行動)

- ・ 社内打合会議、月例会議など定期的な会議において、コンプライアンスに関する報告を各担当社員に義務付け、意識改革を図る。
- ・ 取締役会においては、必ずコンプライアンスについての議題を掲げ、常勤取締役よりその進捗状況を報告することとし、社内におけるコンプライアンス監視体制を強化する。

(実施時期)

再発防止計画提出日より着手します。

(2) 再発防止委員会（ハイキヤットコンプライアンス委員会）の設置

今回の不祥事を受け、会社の体質改革と再発防止計画の実施状況の評価を目的として、第3者からなる再発防止委員会（ハイキヤットコンプライアンス委員会）を設置します。

同委員会は必要な改善策を弊社役員会に答申し、役員会ではこの答申を尊重し、弊社の組織、経営計画、人材育成についての具体的方策を実行します。

（委員構成）

委員長 田村 敦（元東伊豆町教育長）

委員 鈴木 優（元東伊豆町商工会事務局長 現東伊豆町稲取西区長）

〃 木元 俊秀（弊社顧問税理士）

〃 外岡 準平（元東伊豆町社会福祉協議会会長）

事務局員(弊社社員) 1名

（実施時期）

再発防止計画提出より1ヶ月以内に第1回の会合を開き、2ヶ月以内に答申します。

(3) 役職者に対するコンプライアンス向上のための研修会の実施等

今回の「厳重注意」処分に至った原因として、業務に必要な法令に対する知識不足、理解不足が主要因と考えられるため、「有線テレビジョン放送法」「放送法」「著作権法」「個人情報保護法」等、弊社業務を遂行するにあたり、役職者に対して必要な関係法令に係る法律知識の習得のための研修会を実施する。

（具体的行動）

研修会は各法律に精通した専門家を招き、継続的（年に最低2回）に実施します。関係する法律の改正がある場合にも随時対応し、外部研修会にも積極的に参加します。各業務の運用にかかり不明な点は、その法律の手引きに基づいた処理を行い、社内で相互に確認し、常勤取締役及び社長が再確認、さらに適法に行われているか外部専門家に指導を求めることとします。

（実施時期）

再発防止計画提出より2ヶ月以内に「有線テレビジョン放送法」をテーマとした第1回目の研修会を開催いたします。その後、随時各テーマに沿った内容で計画的に実施いたします。

(4) 決済文書等、社内諸手続きの厳格化

現在、社内の手続きにおいては、物品購入の金額のみの決裁で、諸手続き書類に記載する内容の決裁はされておられません。このため、業務を進める上で違法性に対する確認がされておられません。従って稟議書の書式、社印、代表者印押印ルールを含め決裁手続きについて厳格に処理するよう見直します。

(具体的行動)

稟議書の書式を改定し社印、代表者印押印ルールを確定する。

(実施時期)

平成21年3月中に実施します。

(5) 再送信同意に係る協議再開への対応

今回の違反は、放送事業者との再送信同意に係る協議不足が最大の要因であり、社を上げて放送事業者各位との関係改善に向けた取組を行っていきます。

(具体的行動)

代表取締役等が協議再開に向けて関係者からのご理解を賜るよう説明等を行っていきます。

(実施時期)

平成21年3月中に取組を開始します。

(6) 法令遵守規範の制定

これまでコンプライアンスへの取組みが全く不十分であったことを真摯に受け止め、役職者が業務運営において法令遵守を最優先する意識を高め、今回の違反行為に係る教訓を風化させないようにするため、「ハイキャット法令遵守規範」を制定し、意識面での改革をはかります。

(具体的行動)

「ハイキャット法令遵守規範」を制定し、社内に掲示する。

(実施時期)

平成21年3月中に実施します。

以上の計画のもと、再発防止に向けた取り組みを開始し、実施後、関係先に結果報告するとともに、公表致します。

## 加入者への告知等について

### 1 加入者への放送停止告知

加入者に対してデジタル放送を平成21年2月5日に停止する旨と、弊社の法令違反行為に係るお詫びについて、次のとおり告知を実施した。

#### (1) コミュニティチャンネルによる告知

弊社自主放送2チャンネルの「ハイキャットニュース」内で、違反行為に係るお詫びと、違法行為を是正するため全てのデジタル放送が当面の間、停止となる旨、案内、放送しました。

平成21年2月2日 18:00、21:00、24:00

2月3日 6:00、9:00、12:00、18:00、21:00、24:00

2月4日 6:00、9:00、12:00、18:00、21:00、24:00

2月5日 6:00、9:00、12:00

以上同内容をリピート放送しました。

#### (2) テロップによる告知

ニュース、番組放送以外の空き時間には同内容のテロップ文字放送をおこない、是正に向けた取り組みであることを視聴者にご案内しました。

### 2 違法再送信の停止、再開等

#### (1) デジタル放送の停止

全てのデジタル放送に係る再送信を平成21年2月5日午前10時に停止しました。

#### (2) デジタル放送の再開

東海総合通信局から、有線テレビジョン放送法に基づく許可手続が行われたとの報告を受け、2月5日午後5時から全てのデジタル放送の再送信を開始しました。

#### (3) 行政指導内容に係る告知

平成21年2月6日に今回行政指導に係る経過とお詫び文書(添付資料)を弊社ホームページに掲示しました。

平成21年2月6日 12:00～

### 3 関係各位への対応

業務の届け出を行わず再送信及び再送信同意を得ず再送信した地上放送事業者様、BS放送事業者様、CS放送事業者様に対し、2月6日に顛末書を郵送してお詫び申し上げました。

平成21年3月 日

## 法令遵守規範の制定について

私達、東伊豆有線テレビ放送株式会社は「法令遵守規範」を定め、法令の遵守や社会倫理に則った活動を実践することを目的に、ハイキャットコンプライアンス委員会を設置いたしました。

私達役職員は「法令遵守規範」を遵守して業務に邁進することを誓います。

## ハイキャット法令遵守規範

### (コンプライアンス基本方針)

- 1、私達は、「まちと暮らしのケーブルテレビで地域社会に奉仕する」という会社の理念を常にふまえた活動を行います。
- 2、私達は、地域の放送、情報サービスを提供する会社として、その社会的責任と公共的使命を常に自覚し、社会から信頼がえられるような、健全な業務運営に努めます。
- 3、私達は、常に法令の遵守に対する意識の向上をはかり、基本的人権を尊重し、社会の倫理に則った活動を行います。

東伊豆有線テレビ放送株式会社

住所 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3の1

電話: 0557-95-2200

平成21年3月 日

## 法令違反の再発防止に向けた

### ハイキャットコンプライアンス委員会の設置について

東伊豆有線テレビ放送(株)は、東海総合通信局から受けた行政指導(嚴重注意)に基づき、今後このような事態が再び生ずることのないよう「再発防止計画」を策定しました。

当社は、社外第3者を委員長とする「ハイキャットコンプライアンス委員会」を去る2月27日に設置し、今後、遅滞なく再発防止計画による取り組みが実施され、継続的に社内運用されているか監視し見守っていく体制を構築しました。平成21年3月4日付けで同局長に提出いたしました。

私達は、この違反行為に関する嚴重注意を教訓に、全社一丸となって社会の皆様から、ご信頼をいただける会社に生まれ変わるべく努力して参ります。

東伊豆有線テレビ放送株式会社

住所 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3の1

電話: 0557-95-2200